

11 平成26年度公害苦情件数の状況

発生源	種類	典型7公害							廃棄物投棄	その他	合計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				
農業		9	4	0	1	0	0	15	29	0	2	31
林業		1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
漁業		0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	2
鉱業		3	4	0	0	0	0	0	7	0	0	7
建設業		47	18	0	50	1	0	9	125	1	3	129
製造業		28	68	0	56	1	0	37	190	2	8	200
電気・ガス・熱供給・水道業		1	2	0	4	0	0	0	7	0	0	7
情報通信業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業		0	3	0	4	0	0	1	8	0	1	9
卸売・小売業		3	4	0	3	0	0	2	12	1	1	14
金融・保険業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業		2	2	0	2	0	0	0	6	0	0	6
飲食店・宿泊業		3	13	0	10	0	0	12	38	1	1	40
医療・福祉		2	0	0	1	0	0	0	3	0	0	3
教育・学習支援業		0	1	0	2	0	0	0	3	0	0	3
複合サービス事業		1	1	0	2	0	0	1	5	0	1	6
サービス業		5	7	0	11	0	0	6	29	2	0	31
公務		0	2	0	1	0	0	1	4	0	0	4
分類不能の産業		4	4	0	6	2	0	7	23	0	0	23
産業関係合計		109	134	0	153	4	0	91	491	8	17	516
その他(産業以外)		183	112	3	31	2	0	129	460	255	208	923
合計		292	246	3	184	6	0	220	951	263	225	1,439

12 大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準等

(平成27年3月末現在)

(1) 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	1年平均値が15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値の年間98パーセンタイル値が35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値

項目	環境基準	項目	指針値
ベンゼン	1年平均値が3µg/m <sup>3</sup> 以下であること。	アクリロニトリル	1年平均値が2µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が200µg/m <sup>3</sup> 以下であること。	塩化ビニルモノマー	1年平均値が10µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が200µg/m <sup>3</sup> 以下であること。	水銀	1年平均値が0.04µgHg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が150µg/m <sup>3</sup> 以下であること。	ニッケル化合物	1年平均値が0.025µgNi/m <sup>3</sup> 以下であること。
		クロロホルム	1年平均値が18µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		ヒ素及び無機化合物	1年平均値が6ngAs/m <sup>3</sup> 以下であること。
		マンガン及び無機マンガン化合物	1年平均値が0.14µgMn/m <sup>3</sup> 以下であること。

(3) 水質汚濁に関する環境基準及び指針値

I 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	対 象 区 域	備 考
カドミウム	0.003 mg/L以下	全公共用水域	1 基準値は、年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	〃	
鉛	0.01 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05 mg/L以下	〃	
砒素	0.01 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
総水銀	0.0005 mg/L以下	〃	
アルキル水銀	検出されないこと	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
P C B	検出されないこと	〃	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	〃	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	〃	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	〃	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	〃	
チウラム	0.006 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
シマジン	0.003 mg/L以下	〃	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
ベンゼン	0.01 mg/L以下	〃	
セレン	0.01 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	〃	
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
ふっ素	0.8 mg/L以下	海域を除いた全公共用水域	
ほう素	1 mg/L以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。

II 生活環境の保全に関する環境基準

①河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	

備考) 基準値は、日間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1µg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6µg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2µg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2µg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

②湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万m<sup>3</sup>以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質濃度(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質濃度の項目の基準値は適用しない。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1µg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6µg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2µg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2µg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

(4) 騒音に係る環境基準

項目	環境基準		対象区域	備考						
環境騒音 (*1)	一般地域	地域の類型・区分	全市町村	(*1) 航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 (*2) 地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、左表にかかわらず、特例として次の表の基準値の欄に掲げるとおりとする。						
		基準値(デシベル)								
		昼間(6~22時)	夜間(22~6時)							
	AA (療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域)	50 以下	40 以下							
	A (専ら住居の用に供される地域)	55 以下	45 以下							
	B (主として住居の用に供される地域)	55 以下	45 以下							
道路に面する地域 (*2)	A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下							
	B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下							
航空機騒音	地域の類型	基準値(Lden) (*3)		2市2町 岐阜市、各務原市、 岐南町、笠松町						
	I (専ら住居の用に供される地域)	57以下								
	II (I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	62以下								
新幹線鉄道騒音	地域の類型	基準値(デシベル)		2市3町 大垣市、羽島市、垂井町、 関ヶ原町、安八町						
	I (専ら住居の用に供される地域)	70以下								
	II (商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	75以下								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。					基準値		昼間	夜間	70デシベル以下	65デシベル以下
基準値										
昼間	夜間									
70デシベル以下	65デシベル以下									
注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。 注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、以下のとおりとする。 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル (*3) 平成25年4月1日から施行。										

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準	対象	備考
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
全シアン	検液中に検出されないこと。		
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。		
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。		
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。		
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。		
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。		
PCB	検液中に検出されないこと。		
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。		
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。		
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。		
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。		
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。		
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。		
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。		
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。		
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。		
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。		
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。		
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。		
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。		

(6) 公共用水域に係る水質要監視項目

ア 健康の保護に関する要監視項目 (平成27年3月現在)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェントロチオン (MEP)	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下
クロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下

イ 水生生物保全に関する要監視項目 (平成27年3月現在)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生 物 特 A	0.7mg/L以下
		生 物 特 B	0.006mg/L以下
		生 物 特 B	3mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生 物 特 A	0.05mg/L以下
		生 物 特 A	0.01mg/L以下
		生 物 特 B	0.08mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生 物 特 A	1mg/L以下
		生 物 特 A	1mg/L以下
		生 物 特 B	1mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生 物 特 A	1 μg/L以下
		生 物 特 A	0.7 μg/L以下
		生 物 特 B	4 μg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生 物 特 A	0.02mg/L以下
		生 物 特 B	0.02mg/L以下
		生 物 特 B	0.02mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生 物 特 A	0.03mg/L以下
		生 物 特 A	0.003mg/L以下
		生 物 特 B	0.03mg/L以下

備考) 類型は水生生物保全環境基準に同じ

(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成27年3月現在)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

(8) 公共用水域等における農薬の水質評価指針(平成27年3月現在)

項 目	種 類	指 針 値
イプロジオン	殺菌剤	0.3 mg/L以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 mg/L以下
エトフェンブロックス	殺虫剤	0.08 mg/L以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/L以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/L以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 mg/L以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/L以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
トリクロロホン	殺虫剤	0.03 mg/L以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L以下
フサライド	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ブタミホス	除草剤	0.004 mg/L以下
ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L以下
プレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L以下
プロモブチド	除草剤	0.04 mg/L以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.04 mg/L以下
ペンスリド (SAP)	除草剤	0.1 mg/L以下
ペンディメタリン	除草剤	0.1 mg/L以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 mg/L以下
メフェナセツト	除草剤	0.009 mg/L以下
メブロニル	殺菌剤	0.1 mg/L以下
モリネート	除草剤	0.005 mg/L以下

(9) ダイオキシン類対策特別措置法における環境基準

調 査 対 象	環 境 基 準
大 気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年間平均値)
公 共 用 水 域	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
地 下 水	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下 (調査指標 250 pg-TEQ/g以下)
底 質	150 pg-TEQ/g 以下
水 生 生 物	設定されていない

(10) ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の排出基準

[排出ガス]

(単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

種 類	施設規模 (焼却能力)	新 設 施 設	既 設 施 設
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	0.1	1
	2~4 t/h	1	5
	2 t/h未満	5	10
焼 結 炉		0.1	1
製 鋼 用 電 気 炉		0.5	5
亜 鉛 回 収 施 設		1	10
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 製 造 施 設		1	5

[排水水]

(単位: pg-TEQ/L)

特定施設の種 類		新 設 施 設	既 設 施 設
1	クラフトパルプ等製造用塩素漂白施設	10	10
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設		
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設		
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設		
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設		
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等		
8	クロロベンゼン、ジクロロベンゼン製造用水洗施設等		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等		
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン製造用ろ過施設等		
11	ジオキサジンバイオレット製造用洗浄施設等		
12	アルミニウム合金製造用廃ガス洗浄施設等		
13	亜鉛回収用精製施設等		
14	担体付き触媒からの金属の回収用ろ過施設等		
15	廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設等		
16	PCB分解施設等		
17	フロン類の破壊用プラズマ反応施設等		
18	下水道終末処理施設		
19	1から17の施設から排出される水の処理施設		

※ p g : ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム  
 ※ n g : ナノグラム。1ナノグラムは、10億分の1グラム  
 ※ T E Q : 毒性等量。(Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類は223種類の物質の総称で、これらの内毒性のある物は29種類。29種類の物質の毒性は、強弱があり、その内の最も毒性の強い1種類(2,3,7,8-TeCDD)の毒性を1(基準)としてダイオキシン類の量を毒性の強さで換算集計したもの。

13 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐 阜	岐 阜 中 央	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	岐 阜 南 部	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	岐 阜 北 部	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	各 務 原	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	平 均	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
西 濃 ・ 羽 島	羽 島	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.004
	大 垣 中 央	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006	0.004
	大 垣 南 部	0.008	0.007	0.007	0.007	0.008	0.006
	大 垣 西 部	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002
	平 均	0.006	0.005	0.005	0.005	0.006	0.004
可 茂	美 濃 加 茂	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003
東 濃 西 部	笠 原	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006	0.005
	土 岐	0.004	0.003	0.003	-	-	-
	瑞 浪	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003
	平 均	0.004	0.004	0.003	0.005	0.005	0.004
恵 那 ・ 中 津 川	中 津 川	0.006	0.005	0.004	0.001	0.001	0.001
飛 騨	高 山	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
乗 鞍	乗 鞍	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
県 平 均	*	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003

\* 乗鞍測定局を除く

14 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

地域	測定局名	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐 阜	岐 阜 中 央	0.015	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013
	岐 阜 南 部	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015
	岐 阜 北 部	0.017	0.017	0.016	0.017	0.017	0.013
	各 務 原	0.022	0.019	0.017	0.017	0.017	0.016
	平 均	0.018	0.017	0.016	0.016	0.016	0.014
西 濃 ・ 羽 島	羽 島	0.021	0.022	0.021	0.017	0.017	0.018
	大 垣 中 央	0.023	0.023	0.023	0.022	0.022	0.022
	大 垣 南 部	0.022	0.017	0.015	0.014	0.017	0.019
	大 垣 西 部	0.021	0.020	0.021	0.013	0.008	0.015
	大 垣 赤 坂	0.034	0.031	0.039	0.035	0.039	0.040
平 均	0.024	0.023	0.024	0.020	0.021	0.023	
可 茂	美 濃 加 茂	0.015	0.013	0.013	0.013	0.014	0.012
東 濃 西 部	笠 原	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013
	土 岐	0.015	0.020	0.022	-	-	-
	瑞 浪	0.015	0.016	0.016	0.014	0.014	0.013
	平 均	0.016	0.018	0.018	0.015	0.014	0.013
恵 那 ・ 中 津 川	中 津 川	0.017	0.016	0.015	0.017	0.017	0.017
飛 騨	高 山	0.015	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012
乗 鞍	乗 鞍	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005
県 平 均	*	0.019	0.018	0.019	0.017	0.017	0.017
岐 阜 明 徳 自 排		0.016	0.016	0.017	0.017	0.017	0.016
大 垣 自 排		0.022	0.022	0.021	0.021	0.022	0.021
可 児 自 排		0.013	0.013	0.012	0.016	0.019	0.020
土 岐 自 排		0.023	0.023	0.021	0.021	0.022	0.021

\* 乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局を除く

15 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐 阜	岐 阜 中 央	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
	岐 阜 南 部	0.015	0.014	0.014	0.014	0.013	0.012
	岐 阜 北 部	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	各 務 原	0.007	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
	平 均	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
西 濃 羽 島	羽 島	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011
	大 垣 中 央	0.014	0.013	0.012	0.013	0.011	0.011
	大 垣 南 部	0.016	0.013	0.011	0.005	0.011	0.008
可 茂	平 均	0.014	0.013	0.012	0.010	0.011	0.010
	美 濃 加 茂	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006
東 濃 西 部	笠 原	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
	土 岐	0.019	0.014	0.013	—	—	—
	平 均	0.015	0.013	0.012	—	—	—
恵 那・中 津 川	中 津 川 上 金	—	—	—	—	—	—
	中 津 川	—	—	—	0.012	0.011	0.011
飛 騨	高 山	0.012	0.011	0.010	0.009	0.010	0.008
乗 鞍		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
県 平 均 *		0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.008
岐 阜 明 徳 自 排		0.015	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011
大 垣 自 排		0.017	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013
可 児 自 排		0.017	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014
土 岐 自 排		0.022	0.022	0.021	0.021	0.020	0.019

\* 乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局を除く

16 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値の経年変化

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐 阜	岐 阜 中 央	0.022	0.020	0.019	0.018	0.020	0.017
	岐 阜 南 部	0.026	0.026	0.027	0.027	0.026	0.023
	岐 阜 北 部	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015	0.012
	各 務 原	0.016	0.020	0.019	0.019	0.019	0.015
	平 均	0.020	0.021	0.020	0.020	0.020	0.017
西 濃 羽 島	羽 島	0.025	0.025	0.024	0.022	0.025	0.022
	大 垣 中 央	0.023	0.022	0.022	0.022	0.021	0.021
	大 垣 南 部	0.028	0.023	0.021	0.014	0.022	0.015
可 茂	平 均	0.025	0.023	0.022	0.019	0.023	0.019
	美 濃 加 茂	0.018	0.016	0.016	0.016	0.016	0.013
東 濃 西 部	笠 原	0.021	0.020	0.021	0.021	0.021	0.018
	土 岐	0.034	0.024	0.022	—	—	—
	平 均	0.028	0.022	0.022	—	—	—
恵 那・中 津 川	中 津 川 上 金	—	—	—	—	—	—
	中 津 川	—	—	—	0.023	0.022	0.02
飛 騨	高 山	0.028	0.024	0.025	0.024	0.028	0.023
乗 鞍		0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
県 平 均 *		0.023	0.021	0.021	0.020	0.021	0.017
岐 阜 明 徳 自 排		0.025	0.022	0.023	0.022	0.022	0.018
大 垣 自 排		0.028	0.027	0.027	0.026	0.026	0.024
可 児 自 排		0.027	0.026	0.025	0.025	0.025	0.023
土 岐 自 排		0.035	0.035	0.034	0.034	0.034	0.031

\* 乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局を除く

17 光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化

(単位: %)

地域	測定局名	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐 阜	岐 阜 中 央	19.7	21.9	15.8	25.5	30.1	28.2
	岐 阜 南 部	23.6	19.7	22.7	21.9	27.7	26.3
	岐 阜 北 部	18.6	18.9	21.6	18.6	24.4	31.5
	各 務 原	34.0	20.5	23.2	27.9	33.4	27.2
	平 均	24.0	20.3	20.8	23.5	28.9	28.3
西 濃 羽 島	羽 島	28.8	14.8	17.8	18.6	20.6	22.0
	大 垣 中 央	30.4	18.7	19.1	22.2	13.4	18.1
	大 垣 南 部	31.5	20.8	21.3	22.5	23.8	25.2
可 茂	平 均	30.2	18.1	19.4	21.1	19.3	21.8
	美 濃 加 茂	30.1	21.4	20.1	28.8	23.0	31.6
東 濃 西 部	笠 原	34.7	21.4	20.2	27.1	29.9	18.9
恵 那・中 津 川	中 津 川	32.1	17.5	15.1	24.4	25.8	26.0
飛 騨	高 山	18.6	8.8	0.3	11.5	11.5	14.8
県 平 均 *		27.5	18.6	17.9	22.6	24.0	24.5

注) 環境基準非適合率とは、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数を昼間測定日数で除した割合である。

## 18 岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況

(1) 光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化 (昭和59年度～平成26年度)

年度 月	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年度 月	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3
6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3
7	0	0	3	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	9
8	0	0	1	0	0	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	7
9	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
計	0	0	4	3	0	3	1	4	2	4	3	0	0	1	0	0	26

(2) 光化学スモッグ予報等発令状況 (平成21年度～平成26年度)

年 度	予 報				注 意 報					
	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	被害届出人数	
H21	5.12	西濃・羽島	13:00	0.106	5.21	西濃・羽島	14:00	0.130	0	
		恵那・中津川	15:00	0.106						
	5.21	西濃・羽島	13:00	0.118						
		東濃西部 可茂	13:00 15:00	0.107 0.108						
	6.2	東濃西部	15:00	0.119		6.27	東濃西部	13:00	0.128	0
	6.26	西濃・羽島	13:00	0.111			西濃・羽島	14:00	0.141	0
		東濃西部	13:00	0.103			恵那・中津川	15:00	0.127	0
	8.4	東濃西部	15:00	0.105		8.17	西濃・羽島	15:00	0.130	0
	8.17	西濃・羽島	14:00	0.119			東濃西部	15:00	0.121	0
		H22	発令なし				発令なし			
H23	発令なし				発令なし					
	H24	発令なし				7.28	西濃・羽島	15:00	0.120	0
				東濃西部	15:00		0.139	0		
H25	5.14	東濃西部	14:00	0.104	発令なし					
H26	5.30	岐阜地域	14:00	0.114	発令なし					
		可茂地域	14:00	0.111						

※予報発令基準：0.100ppm以上、注意報発令基準：0.120ppm以上

## 19 一酸化炭素の年平均値の経年変化

(単位：ppm)

測定局名	年 度					
	21	22	23	24	25	26
岐阜明德自排	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3

## 20 炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化

(単位：ppmC)

測定局名	測定項目	年 度					
		21	22	23	24	25	26
岐阜南部	非メタン	0.17	0.16	0.17	0.15	0.15	0.13
	メタン	1.8	1.82	1.96	1.96	1.97	1.98
	全炭化水素	1.97	1.98	2.12	2.11	2.12	2.11